

報道関係者 各位

インフルエンザ警報の発令について

山形県感染症発生動向調査第47週（11月20日～11月26日）におけるインフルエンザ定点医療機関（県内43カ所）からのインフルエンザ患者報告数が一定点あたり35.07となり、インフルエンザ警報の基準（一定点あたり30）以上となったことから、本日、県内全域に「インフルエンザ警報」を発令します。

つきましては、県民の皆様への注意喚起に御協力くださるようお願いいたします。

1 感染症発生動向調査による一定点医療機関あたりの患者報告数

	第45週 (11/6～11/12)	第46週 (11/13～11/19)	第47週 (11/20～11/26)
山形県	15.00	28.77	35.07
山形市	23.67	32.11	49.78
村山	21.90	36.90	45.60
最上	7.75	16.75	30.75
置賜	17.63	47.63	43.50
庄内	3.42	10.92	11.08
全 国	17.35	21.66	集計中

2 過去5シーズンにおける警報発表状況

シーズン	平成30/31年	令和元/2年	令和2/3年	令和3/4年	令和4/5年
警報発表日	平成31年1月23日	令和2年1月8日	警報発表なし	警報発表なし	警報発表なし

※過去10年間（平成26年～）のうち、最も早い警報発令となります。

3 インフルエンザについて

- ・1～4日間の潜伏期間を経て、突然の高熱とともに、関節痛、筋肉痛などの全身症状が現れるのが特徴で、のどの痛み、鼻汁、咳などの症状も見られます。普通の風邪と比べて全身症状が強いのが特徴です。
- ・飛沫感染と接触感染により感染します。

4 基本的な感染対策について

- ・日頃から体温や健康状態のセルフチェックを行い、「場面や状況に応じた適切なマスクの着用」、「換気」、「手指消毒」による予防を心がけてください。
- ・高齢者や乳幼児が感染すると重症化する場合があります。重症化を予防するには、インフルエンザワクチンの予防接種が効果的です。

問合せ先 山形県健康福祉部健康福祉企画課
課長補佐 渡部 善記
023-630-2292
報道監 健康福祉部次長 柴田 優